

坂城町一般廃棄物 処理基本計画

(平成 23 年度～27 年度)

坂 城 町

目 次

第1部 ごみ処理基本計画

第1章 計画の基本的事項

第1節 策定の趣旨 1

第2節 計画の期間及び目標年度 1

第2章 ごみ、資源物の処理・減量化・資源化の現状と課題

第1節 ごみ、資源物処理事業の沿革 2

第2節 坂城町の現状と課題 3

第3章 循環型社会形成のための基本理念と基本方針

第1節 基本理念 26

第2節 基本方針 26

第4章 将来予測

第1節 人口の予測 27

第2節 ごみ、資源物の排出量の予測 28

第5章 減量化目標と具体的方策

第1節 減量化目標値の設定 31

第2節 減量化のための具体的な方策 32

第2部 生活排水処理基本計画

第1章 計画の基本的事項

第1節 基本方針 34

第2節 目標年度 35

第2章 生活排水の現状

第1節 生活排水の排出状況 35

第2節 生活排水の処理主体 36

第3章 生活排水処理基本計画

第1節 処理基本計画の内容 36

第1部 ごみ処理基本計画

第1章 計画の基本的事項

第1節 策定の趣旨

大量生産・大量消費型の社会は、物質的な豊かさを私たちにもたらしましたが、その結果、大量投棄を招き、ダイオキシン類等の有害物質による環境汚染や二酸化炭素による温暖化など地球環境問題へと拡大しています。

今世紀は、「環境の世紀」でもあると言われてるように、利便性優先の事業活動や生活のあり方が見直され、天然資源の消費を抑制し環境への負荷を低減した循環型社会の形成を整備していく必要があります。また、次世代の人々に良好な環境を残すということは、現在を生きる私たちの責任でもあります。

本町では、平成13年度に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項の規定により一般廃棄物処理基本計画を策定し、18区分による分別収集や指定ごみ袋制を、また平成18年度には第二次基本計画を策定し、ごみ処理の有料化などを導入しごみの減量に努めてきました。

その結果、近年のごみ量は減少の傾向が続いていますが、長野広域連合を組織する市町村において、当町は比較的排出ごみ量が多いというのが現状です。また、一般廃棄物のうち、特に可燃ごみについては、当町では葛尾組合ごみ焼却場で処理を行っています。施設の老朽化に伴い、長野広域連合において新しい焼却施設等の整備を進めていますが、新施設が整備されるまでは可燃ごみを減らし、現施設を適性に管理運営しながら使用していかなければなりません。

今後、更なるごみの減量化・資源のリサイクルを推進し、循環型社会の形成をめざしていくためにも、住民・事業者・行政が今以上に一体となって取り組む必要があり、これらの課題に対応し、総合的・計画的なごみ処理に係る施策を推進する新たな計画を策定するものです。

第2節 計画の期間及び目標年度

計画の目標年度	平成27（2015）年度
---------	--------------

計画期間は、平成23年度から平成27年度までの5年間とし、計画の目標年度は平成27年度とします。

なお、計画の期間内であっても、法改正や社会経済情勢の変化等により、必要が生じた場合には適宜、計画の見直しを実施します。

第2章 ごみ、資源物の処理・減量化・資源化の 現状と課題

第1節 ごみ、資源物処理事業の沿革

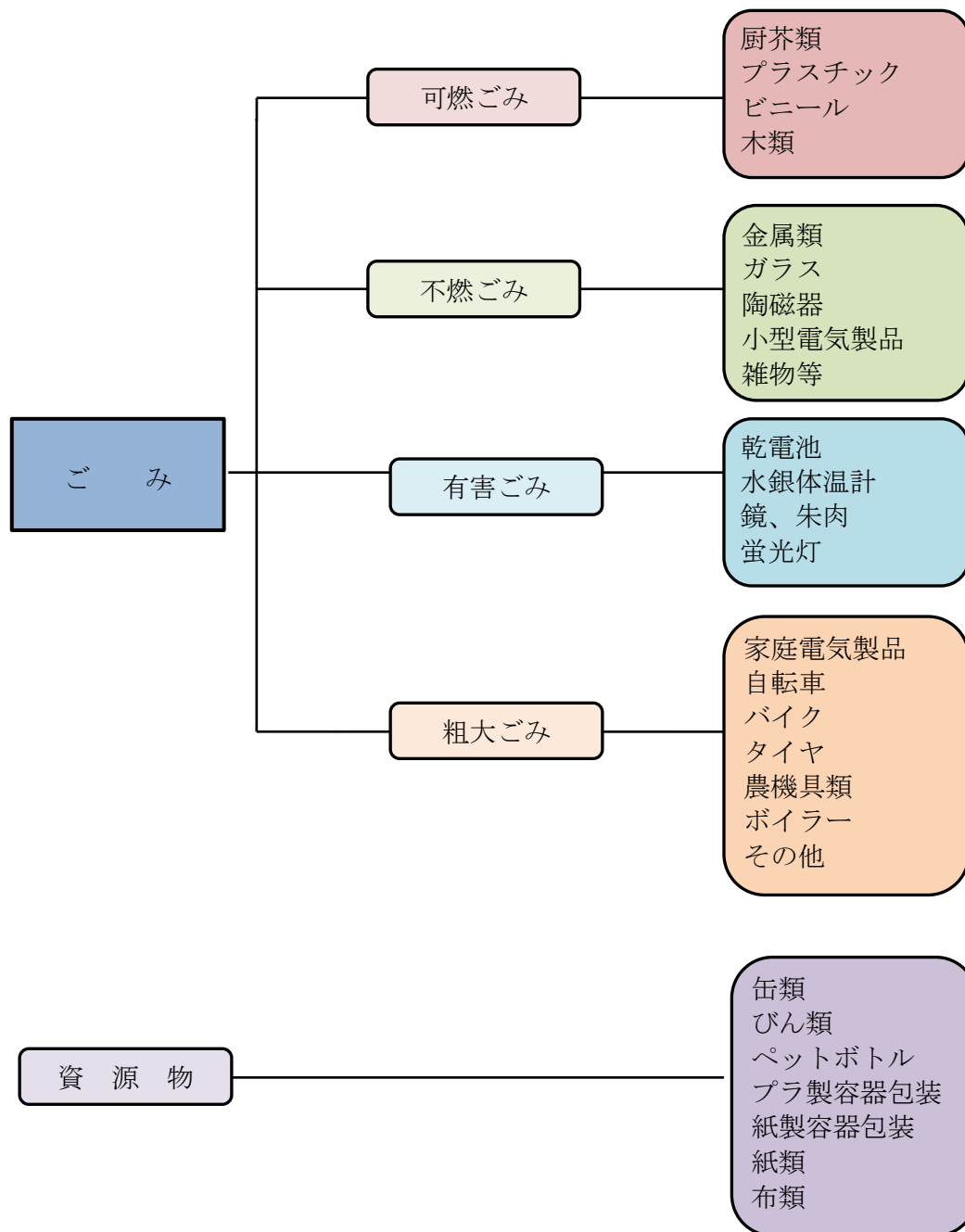
年 月	坂 城 町	葛 尾 組 合
S41.1		葛尾組合を組織
S44.5	可燃ごみ搬入開始	焼却施設竣工(40t/日)
S46.8	不燃ごみ搬入開始	不燃物処理場竣工(15t/日)
S54.3		焼却施設新炉竣工(40t/日×2)
S57.7	廃乾電池分別収集開始	
S63 年度	粗大ごみ回収開始	
H3.4	新聞・雑誌・段ボール分別開始	
H6.11	可燃ごみ指定袋導入	
H8.10	びん・缶分別収集開始不燃ごみ指定袋導入	
H9.4	ペットボトルの収集開始	びん・缶・ペットボトルストックヤード竣工
H13.4	家電4品目の分別収集開始	
H13.6		焼却施設ダイオキシン類対策工事竣工
H15.4	プラスチック製及び紙製容器包装の収集 開始 布分別収集開始 蛍光管分別収集開始	プラスチック類ストックヤード竣工 紙製容器包装の処理梱包・保管を千曲資源リ サイクル事業協同組合へ委託
H15.8	家庭用焼却炉回収補助制度開始(H17.3ま で)	
H16.4	有害ごみ(乾電池・体温計・鏡・朱肉)の 内、乾電池を専用箱で分別収集 資源物奨励金見直し(5円/kg→3円/kg)	
H22.4	一般廃棄物処理の有料化 (指定袋一枚につき20円) 生ごみ処理機購入補助の見直し	

第2節 坂城町の現状と課題

1. ごみ、資源物の種類及び分別の状況

平成23年度のごみ、資源物の種類と分別の状況は次のとおりです。

再資源化を推進しようとするほど、細分化した分別が求められます。現在下図のとおり分別収集を実施しています。



2. 収集運搬体制

平成23年4月1日現在の収集運搬体制は、【表1 収集運搬の状況】に示してありますが、各家庭から排出される廃棄物は、可燃ごみ・不燃ごみ・資源物・有害ごみ・粗大ごみの5つに分類しています。このうち資源物は、細かく分類すると13分類になっています。また引越し等で大量にごみが発生した場合など、葛尾組合焼却場及び上山田不燃ごみ等処理場へ持ち込みを可能としています。

事業者から排出されるごみは、許可業者による収集もしくは処理場へ自己搬入となっています。なお、1ヵ月に排出するごみの量が100kg以下の小規模排出事業所の場合には有料で収集所に出すことができます。

また、処理が困難である消火器・プロパンボンベ・農薬びん・農業用マルチ・特別管理一般廃棄物（医療医薬品・感染性廃棄物）等は収集の対象外です。

【表1 収集運搬の状況】

区 分		収集回数	収集方法	排 出 方 法
燃えるごみ（可燃ごみ）		2回／週	ステーション	指定袋
資 源 物	紙類（新聞・雑誌・チラシ ダンボール・紙パック）布類	2回／月	ステーション	専用収納庫
	缶	1回／月	ステーション	コンテナ
	びん（透明・茶色・その他）	1回／月	ステーション	コンテナ（三色）
	ペットボトル	1回／月	ステーション	網製かご
	その他のプラスチック	1回／週	ステーション	網製かご
	その他の紙	2回／月	ステーション	専用収納庫
不燃ごみ		1回／月	ステーション	指定袋
有 害	乾電池類	1回／月	ステーション	回収箱
	蛍光管	1回／月	ステーション	コンテナ
粗大ごみ		1回／月	拠点回収	収集場所へ持参

3. ごみ処理等施設及び処理形態の状況

平成22年4月1日現在のごみ処理施設の状況は、下記のとおりですが、葛尾組合ごみ焼却施設の施設老朽化に伴い、新たな施設については早期に整備する必要があります。新処理施設につきましては、当町が他市町村と組織する長野広域連合において「ごみ処理広域化基本計画」により整備することとされていますが、新処理施設の早期完成に向け推進するとともに、新施設建設までの間は、現施設を適正で健全な施設運営・管理をしていく必要があります。

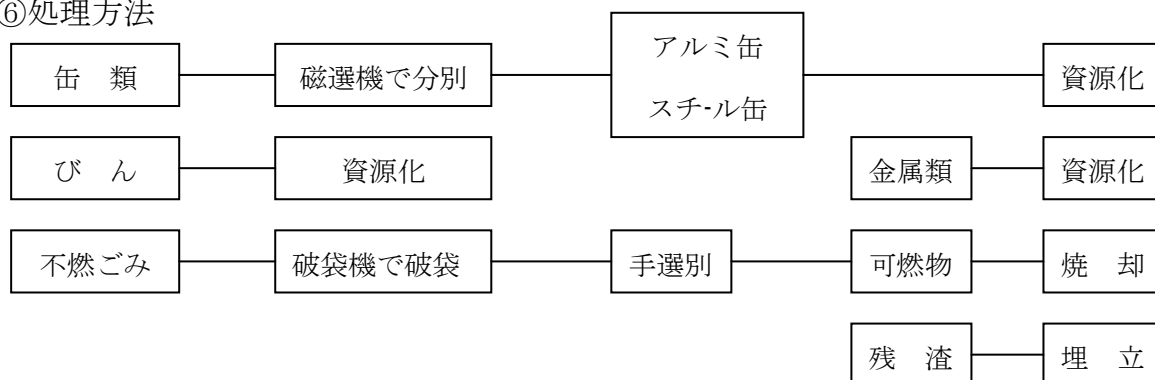
(1) 焼却処理施設

- ①名 称 葛尾組合ごみ焼却施設
- ②所 在 地 坂城町大字中之条 1850 番地
- ③運 営 葛尾組合（千曲市・坂城町で構成する一部事務組合）
- ④建設年度 昭和54年度建設（昭和52年度～54年度）
- ⑤機 種 タクマ HM—0811 型 全連続式
- ⑥能 力 80 t／日・2 基

(2) 不燃物処理施設

- ①名 称 葛尾組合不燃ごみ及び資源物処理施設
- ②所 在 地 千曲市大字上山田 3813 番地 100
- ③運 営 葛尾組合（千曲市・坂城町で構成する一部事務組合）
- ④建設年度 昭和46年度建設（昭和45年度～46年度）
- ⑤能 力 15 t／日

⑥処理方法

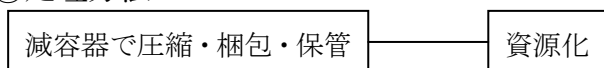


※ びんは、(財)日本容器包装リサイクル協会が全量を資源化する。

※ 廃乾電池は、イー・ステージ㈱（小諸市大字平原 309-1）で資源化し、残渣物は埋立処分する。

(3) 資源物処理施設

- ①名 称 葛尾組合プラスチック等ストックヤード
 ②所 在 地 坂城町大字中之条 1850 番地
 ③運 営 葛尾組合（千曲市・坂城町で構成する一部事務組合）
 ④建設年度 平成 14 年度建設
 ⑥建築面積 9 1 8 m²
 ⑦処理方法



※ プラスチック製容器包装及びペットボトルは(財)日本容器包装リサイクル協会が全量を資源化する。

- ⑧能 力 プラスチック製容器包装 8 t / 日
 ペットボトル 0. 8 t / 日
 ⑨保管面積 7 2 m²

種 類	保管面積	備 考
プラスチック製容器包装	52 m ²	
ペットボトル	20 m ²	

- ⑩保管容量 1 4 5 m³

種 類	保管容量	備 考
プラスチック製容器包装	105 m ³	
ペットボトル	40 m ³	

(4) スtockヤード（缶・びん）

- ①名 称 葛尾組合ストックヤード
 ②所 在 地 坂城町大字中之条 1850 番地
 ③運 営 葛尾組合（千曲市・坂城町で構成する一部事務組合）
 ④建設年度 平成 8 年度建設
 ⑤保管面積 1 8 0 m²

種 類	保管面積	備 考
缶	63.25 m ²	スチール缶 24.75 m ² ・アルミ缶 38.5 m ²
び ん	16.75 m ²	無色 52.25 m ² ・茶色 40.5 m ² ・その他 24 m ²

- ⑥保管容量 3 6 0 m³

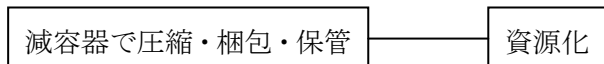
種 類	保管容量	備 考
缶	126.5 m ³	スチール缶 49.5 m ³ ・アルミ缶 77 m ³
び ん	233.5 m ³	無色 104.5 m ³ ・茶色 81 m ³ ・その他 48 m ³

※ びんは(財)日本容器包装リサイクル協会が全量を引取る。

※ 缶は葛尾組合が3ヵ月毎に入札を行い、落札業者へ有償で売り渡しをする。

(5) 圧縮梱包施設

- ①名 称 千曲資源リサイクル事業協同組合 屋代リサイクルセンター
- ②所 在 地 千曲市大字屋代 2384 番地 1
- ③運 営 千曲資源リサイクル事業協同組合
- ④建設年度 平成 12 年 3 月
- ⑤能 力 古紙・紙製容器包装 80.5 t / 日
- ⑥処理方法



※ 紙製容器包装は(財)日本容器包装リサイクル協会が全量を引取る。

※ 古紙等は紙問屋を通じて製紙会社に売り渡しする。

(6) 最終処分場

葛尾組合に保有処分地がないことから、民間の処分場へ委託契約し、処分を行っている。

	焼却灰	不燃残渣・粗大ごみ	ばいじん	廃乾電池
処分場名	東大滝処分場	ハサマ処分場	御影処分場	ダイワスチール島事業所
所在地	野沢温泉村大字東大滝 字浅上 10-4	中野市大字豊津 5015	小諸市御影新田 39-1 他	岡山県倉敷市 水島川崎通 1-5-2
所有者	飯山陸送株式会社	飯山陸送株式会社	(株)フジコーポレーション	ダイワスチール(株)

4. ごみ、資源物の排出量の動向

(1) 一般廃棄物排出量の推移

過去10年の坂城町のごみ、資源物排出量の推移【図1】をみると、一般廃棄物の排出総量は平成17年度をピークに減少しています。平成22年度の総量は5,666トンで、平成17年度と比較すると約19%の減少となっています。このうち、町収集分については可燃ごみ・不燃ごみ・資源物等で構成していますが、可燃ごみは過去10年間で約14%の減少、資源物はピーク時の18年度に対して約13%の減少となっています。葛尾組合処理施設に個々で搬入する直接搬入ごみは、平成19年度から事業系一般廃棄物と家庭系一般廃棄物を別けて集計できるシステムに変更したため、直接投入ごみは、家庭系のみ集計することとしました。（事業系の直接搬入ごみは事業系ごみとして集計している。）家庭系一般廃棄物直接搬入は、平成20年度をピークに約23%の減少となっています。事業系ごみは平成19年度直接搬入のシステム変更以来2年連続で減少しましたが、平成22年度には増加となり、前年度対比約9%の増加となっています。集団回収量は過去10年でみると約14%の増加であります。ピークの平成18年度に対しては約15%の減少となっています。（【表2 ごみ・資源物別排出量の実績明細】を参照）以上の状況からすると、平成17年度までのごみ・資源物の排出総量は増加傾向でありましたが、町民や事業者の協力で分別推進施策を実施した結果、資源物としてリサイクルすることで、総量の抑制を進めてきた結果であります。しかし、更にごみの総量抑制のためには、生産・流通・販売・消費の各段階においてできる限り廃棄を前提としない配慮や対策が必要となります。そのためには、広く町民や事業者の発生抑制に対する意識改革と取り組みを進める必要があります。

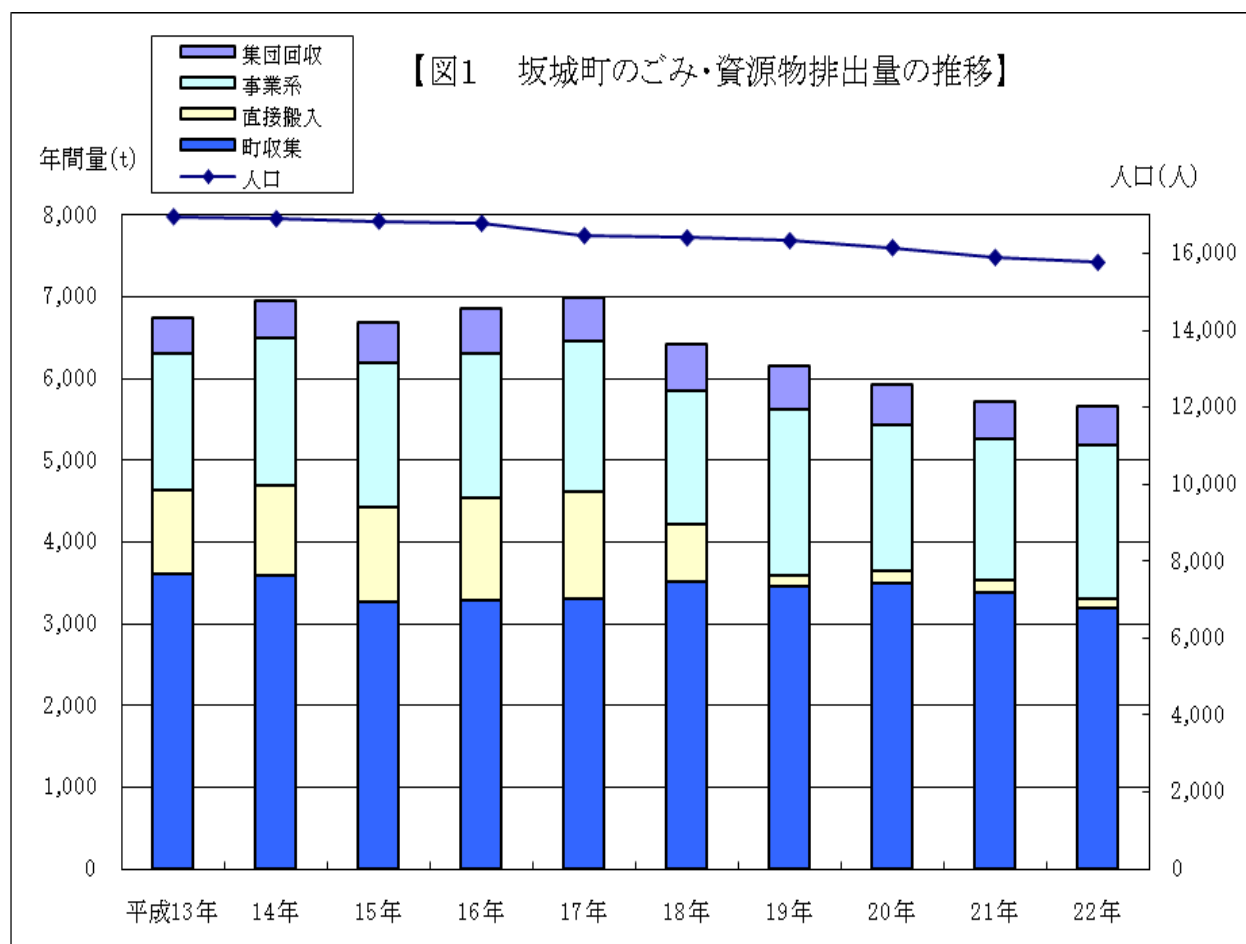
【表2 ごみ、資源物別排出量の実績明細】

項 目 (年度)		13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年
人 口 (人)		16,945	16,895	16,832	16,775	16,463	16,404	16,331	16,153	15,903	15,777
世 帯 数 (世帯)		5,526	5,595	5,700	5,749	5,622	5,656	5,728	5,763	5,791	5,836
町 収 集	年間収集量 (t/年)	3,616	3,597	3,282	3,294	3,311	3,510	3,469	3,496	3,385	3,187
	可燃ごみ (t/年)	2,885	2,846	2,493	2,520	2,551	2,680	2,693	2,688	2,637	2,487
	不燃ごみ (t/年)	151	152	85	85	91	125	111	105	122	94
	資 源 (t/年)	557	577	674	659	636	682	646	681	612	596
	びん類 (t/年)	133	130	122	112	111	109	108	103	106	103
	ペットボトル (t/年)	15	15	14	14	13	14	13	12	12	11
	その他プラ (t/年)	0	0	101	92	92	89	82	80	81	83
	その他紙 (t/年)	0	0	59	53	48	49	46	45	43	43
	缶類 (t/年)	53	53	45	41	38	36	35	31	34	29
	紙パック (t/年)	4	0	2	9	2	1	1	1	1	1
	ダンボール (t/年)	46	72	52	50	49	85	40	46	50	55
	新聞 (t/年)	144	126	95	94	93	93	126	157	82	75
	雑誌・チラシ (t/年)	163	180	181	193	188	204	193	205	204	194
	布類 (t/年)	0	0	2	1	2	2	1	1	1	2
	乾電池・鏡等 (t/年)	(不燃ごみに含)		6	5	5	5	4	5	5	5
	蛍光灯 (t/年)	(不燃ごみに含)		2	2	2	2	3	2	2	2
	粗大ごみ (t/年)	24	23	22	23	25	16	13	14	8	4
直接 搬入	年間量 (t/年)	1,028	1,093	1,152	1,252	1,317	717	133	154	147	118
	可燃ごみ (t/年)	981	1,029	1,083	1,208	1,284	698	124	145	134	114
	不燃ごみ (t/年)	47	64	69	44	33	15	9	8	12	3
	資 源 (t/年)	0	0	0	0	0	4	0	1	1	1
事業系	年間量 (t/年)	1,668	1,809	1,760	1,774	1,827	1,632	2,022	1,778	1,724	1,877
	可燃ごみ (t/年)	1,668	1,809	1,750	1,761	1,810	1,613	1,992	1,754	1,701	1,855
	不燃ごみ (t/年)	0	0	0	0	5	12	19	14	13	12
	資 源 (t/年)	0	0	10	12	12	7	10	10	10	9
集団 回収	年間量 (t/年)	427	458	492	543	539	570	534	499	464	484
	アルミ (t/年)	6	8	9	11	12	10	8	7	6	8
	紙パック (t/年)	17	13	3	17	19	5	6	6	7	7
	ダンボール (t/年)	62	78	85	103	107	103	96	89	82	92
	新聞 (t/年)	135	133	131	143	137	143	139	135	131	138
	雑誌・チラシ (t/年)	170	193	234	234	236	266	249	233	216	223
	布類 (t/年)	16	13	10	10	9	10	9	8	6	7
	びん (t/年)	20	22	20	23	20	33	27	22	16	10
総 計 (t/年)		6,738	6,958	6,685	6,862	6,994	6,429	6,158	5,927	5,720	5,666

【1人1日当たり排出量の推移】

(g/人/日)										
排 出 量	1,089	1,128	1,088	1,118	1,164	1,074	1,033	1,002	985	984

	平成 13 年	14 年	15 年	16 年	17 年	18 年	19 年	20 年	21 年	22 年
人口	16,945	16,895	16,832	16,775	16,463	16,404	16,331	16,153	15,903	15,777
排出総量	6,740	6,959	6,685	6,860	6,994	6,429	6,158	5,927	5,721	5,666
町収集	3,618	3,597	3,281	3,294	3,310	3,510	3,469	3,496	3,386	3,187
直接搬入	1,028	1,093	1,152	1,252	1,317	717	133	154	147	118
事業系	1,668	1,809	1,760	1,773	1,827	1,632	2,022	1,778	1,724	1,877
集団回収	426	460	492	541	540	570	534	499	464	484



(2) 可燃ごみ

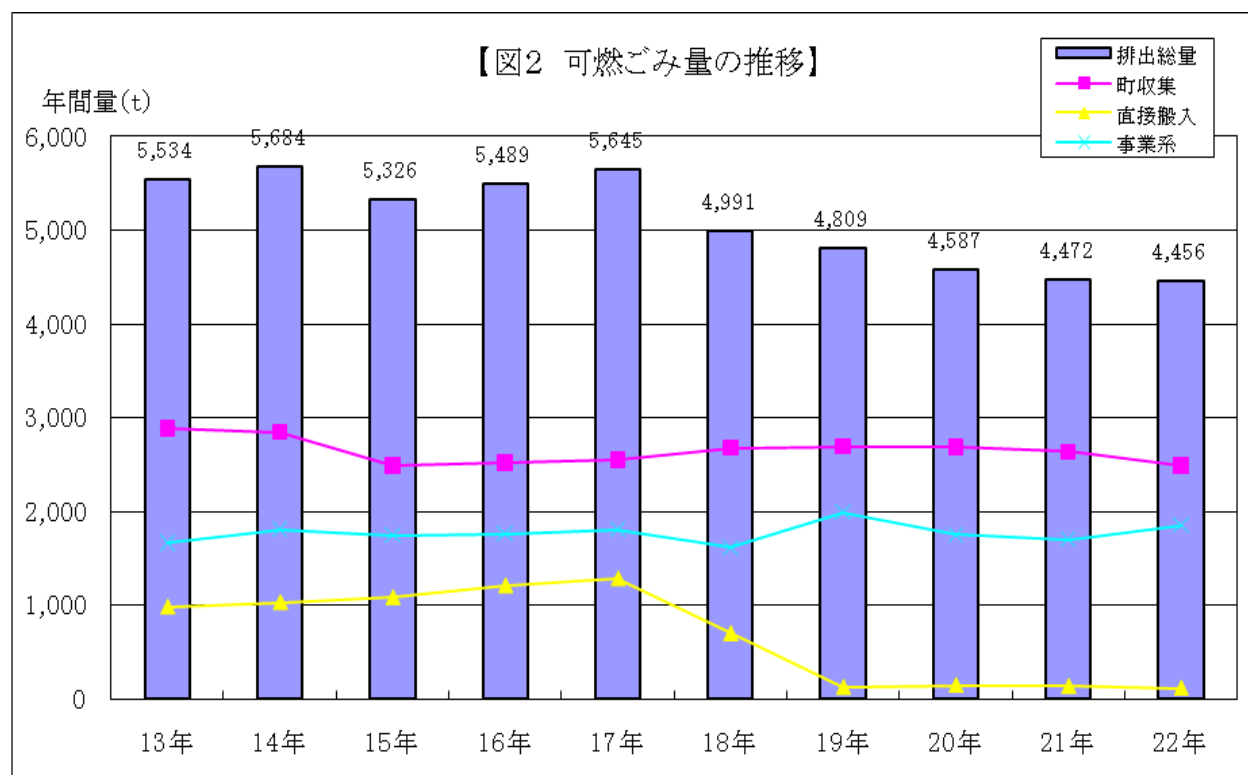
昭和44年にごみの広域処理をするため、一部事務組合として葛尾組合焼却場が操業を開始しました。坂城町の処理量は、昭和44年度の567トンを100とすると平成22年度は4,456トンで約8倍となっており、この間の人口の増加率を考えれば、いかに可燃ごみの増加が著しかったかがわかります。

坂城町は、平成6年11月から可燃ごみの指定袋制を導入しました。導入後の平成7年度の可燃ごみは、3,578トンで平成5年度と比較すると約20%の減量になっています。その後、ごみの排出量は微増傾向にありましたが、平成12年4月から容器包装リサイクル法の完全実施に伴い、平成15年4月からプラスチック製容器包装及び紙製容器包装の分別収集を開始しました。平成15年度の排出量は5,326トンで前年度と比較すると約6%の減量になっています。なお、平成13年4月の廃棄物処理法の改正に伴い、一部の除外規定を除いては野焼き行為が禁止になったこと、また、平成14年12月には、家庭用焼却炉についても構造基準が適用され、事実上家庭用焼却炉を使用しての焼却処理が不可能となったことから、可燃ごみが増加していきましたが、資源物の分別の推進等の結果、平成17年度をピークに5年連続で減少しています。平成22年4月からはごみ処理の有料化を実施し、家庭系指定袋（可燃・不燃共通）1枚につき20円の手数料を加えて購入していただくこととなりました。家庭系可燃ごみについては約6%の減量となっていますが、更に排出量の削減をすることが大きな課題です。また、可燃ごみの約3割を占めるといわれている生ごみは最後に残った資源化品目です。プラスチックや紙類など再資源化を図るべく分別の徹底を推進しながら、有機性資源の有効利用を図るため、生ごみのリサイクルの推進は重要であることから、今後、再生資源物の活用や処理方法の検討、研究が必要です。

また、事業系可燃ごみが平成22年度は増加に転じています。景気など事業活動に影響するものもありますが、更に啓発等を進め、事業系可燃ごみの減少を図ることも課題です。

【可燃ごみ量の推移】

	平成 13 年	14 年	15 年	16 年	17 年	18 年	19 年	20 年	21 年	22 年
排出総量	5,534	5,684	5,326	5,489	5,645	4,991	4,809	4,587	4,472	4,456
町収集	2,885	2,846	2,493	2,520	2,551	2,680	2,693	2,688	2,637	2,487
直接搬入	981	1,029	1,083	1,208	1,284	698	124	145	134	114
事業系	1,668	1,809	1,750	1,761	1,810	1,613	1,992	1,754	1,701	1,855

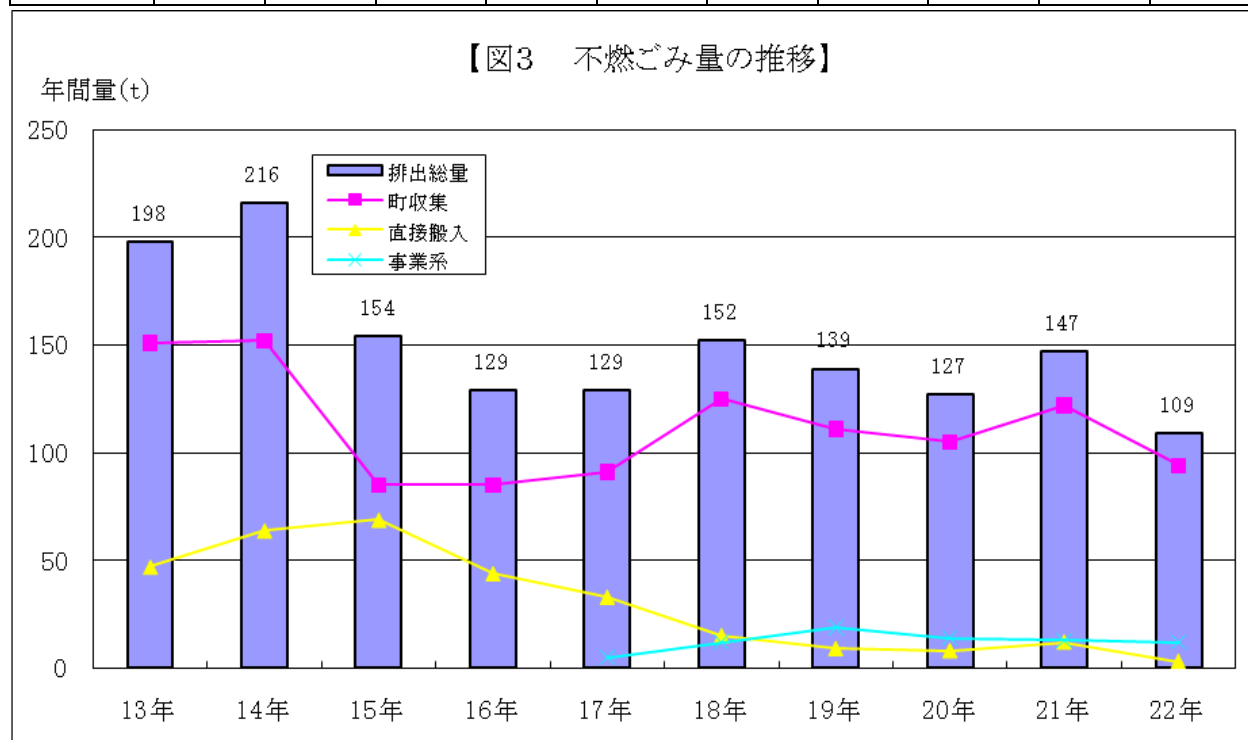


(3) 不燃ごみ

昭和46年8月、葛尾組合不燃ごみ等処理施設(上山田)の操業が開始されました。昭和47年度の処理量124トンを100とすれば、過去最高であった平成8年度は300トンで、2.4倍の増加となっていました。坂城町は、平成8年10月からびん・缶の分別収集を開始するとともに、燃えないごみ指定袋を導入し、更に平成22年4月からごみ処理の有料化を実施しました。結果、平成22年度の不燃ごみは109トンで、過去最高であった平成8年度対比36%、過去10年の中でピークであった平成14年対比約50%、対前年比においても約26%の減少となっています。【図3 不燃ごみ量の推移】を参照) 今後においても、なお一層のびん・缶等の資源の分別を徹底していく必要があります。

【不燃ごみ量の推移】

	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年
排出総量	198	216	154	129	129	152	139	127	147	109
町収集	151	152	85	85	91	125	111	105	122	94
直接搬入	47	64	69	44	33	15	9	8	12	3
事業系					5	12	19	14	13	12



（４）資源物

坂城町では、平成３年４月から新聞紙、雑誌、ダンボールの分別収集を開始しました。また、ＰＴＡや育成会等による新聞紙等の集団回収は以前から行われていましたが、平成３年度からは集団回収奨励金制度を創設することにより団体の集団回収意欲も向上しました。現在も種類別資源量をみても、総排出量の約８０％は新聞紙、雑誌、ダンボール等の紙類となっています。

平成８年１０月からは不燃ごみとして一括収集していた空きびんや空き缶の分別収集を開始しました。缶は飲料容器を中心にペットボトルへの転換が進んでいるため減少傾向にあり、平成９年４月から分別収集を開始したペットボトルは、コンビニエンスストアや自動販売機での販売増加、また、利便性などが消費者に受け入れられましたがここ数年の収集量は減少傾向にあります。

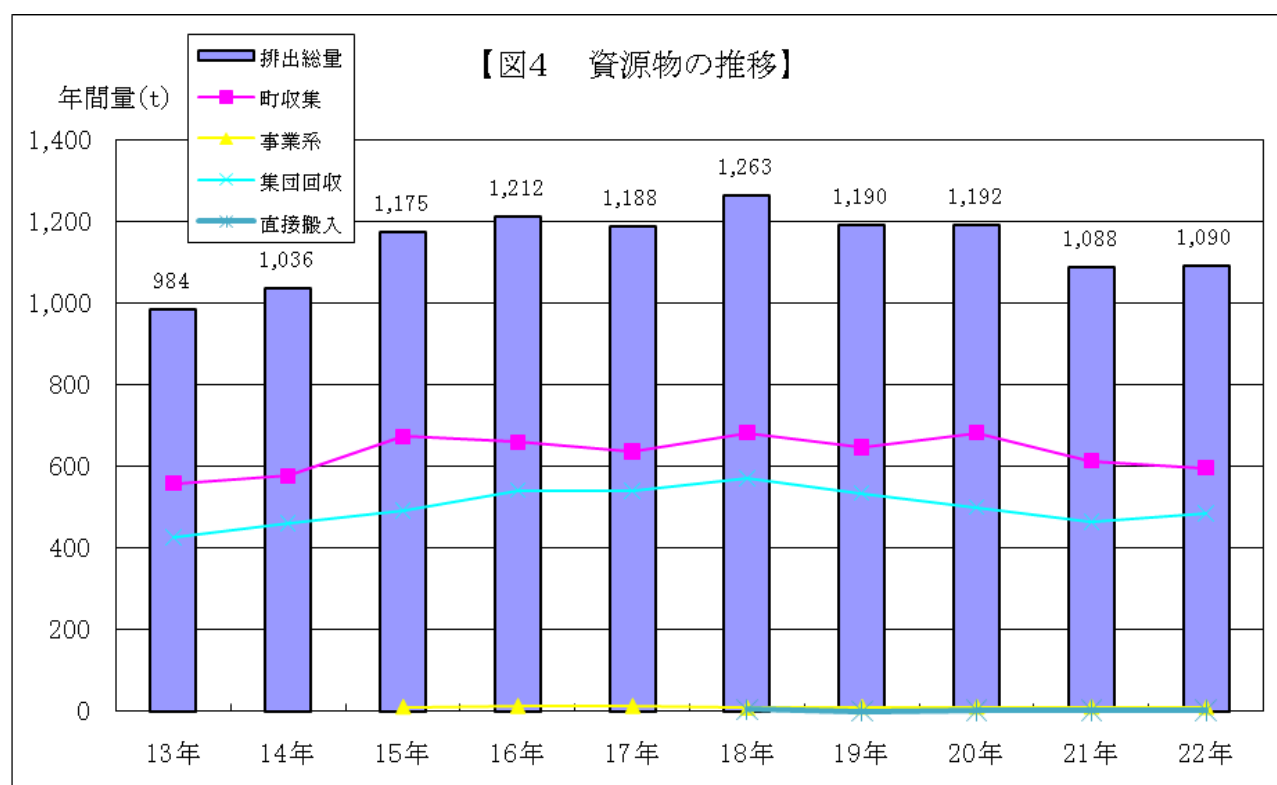
平成１２年４月の容器包装リサイクル法の完全施行により、平成１５年４月からプラスチック製容器包装及び紙製容器包装の分別収集を開始しました。容器包装類の分別はごみの減量化に大きな効果となり、平成２２年度のプラスチック製容器包装及び紙製容器包装の収集量は資源物の総量（１,０９０ｔ）の約１２％を占めています。

（【図４ 資源物の推移】及び【図５ 資源別収集量の推移】を参照）

以上のように様々な取り組みの結果、資源物の分別排出が町民に定着してきています。しかし、葛尾組合のごみ焼却施設や不燃ごみ等処理施設に搬入されるごみの中には、分別できる資源物の混入が相当量見受けられます。また千曲市と比べても、ペットボトルやプラスチック製容器包装、紙製容器包装の一人当たりの排出量は少ないのが現状です。今後は更に、これら資源物がごみに混入されないよう、一層分別を徹底することが課題です。

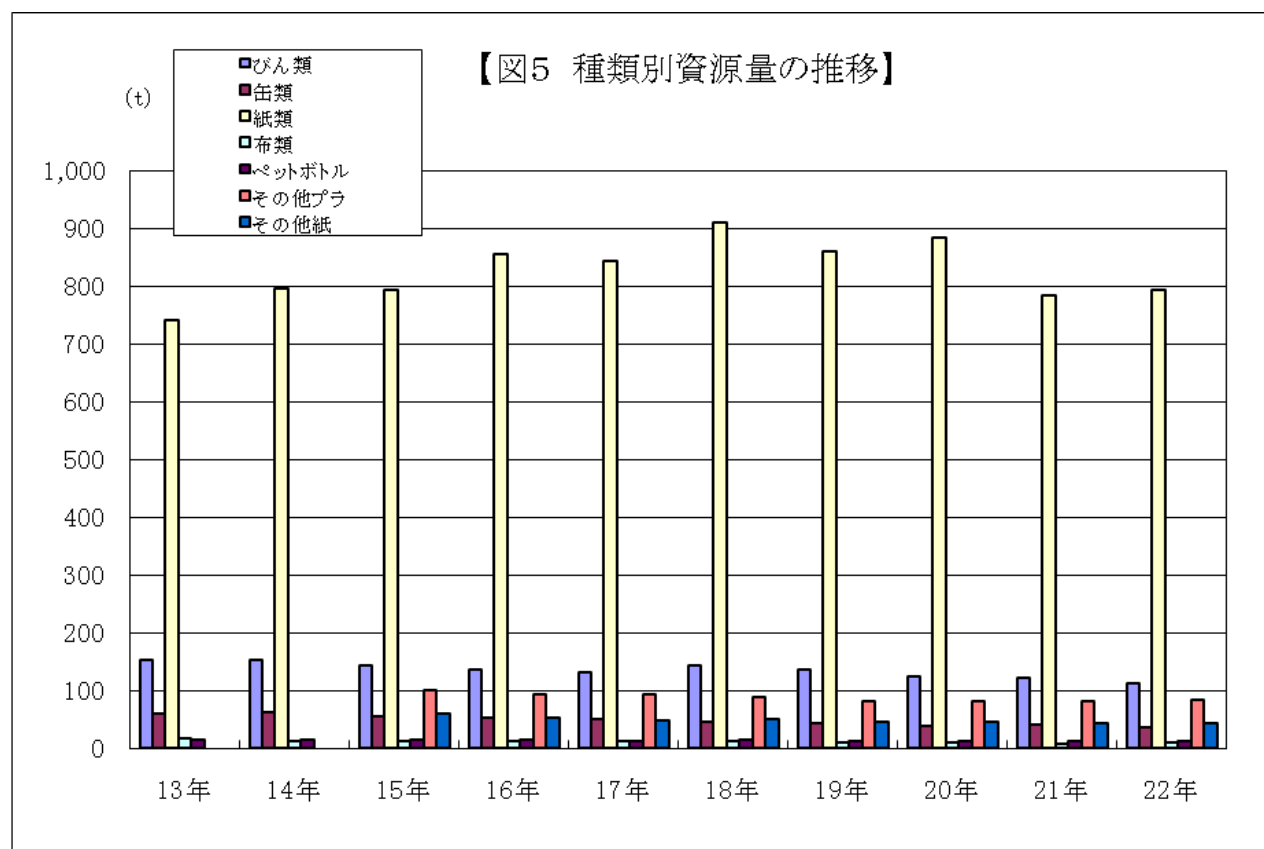
【収集方法別資源物量の推移】

	13 年	14 年	15 年	16 年	17 年	18 年	19 年	20 年	21 年	22 年
排出総量	984	1,036	1,175	1,212	1,188	1,263	1,190	1,192	1,088	1,090
町収集	558	576	673	659	636	682	646	682	613	596
直接搬入						4	0	1	1	1
事業系			10	12	12	7	10	10	10	9
集団回収	426	460	492	541	540	570	534	499	464	484



【種類別資源量の推移】

	13 年	14 年	15 年	16 年	17 年	18 年	19 年	20 年	21 年	22 年
びん類	153	152	142	135	131	142	135	125	122	113
缶類	59	61	54	52	50	46	43	38	40	37
紙類	741	795	793	855	843	911	861	883	783	794
布類	16	13	12	11	11	12	10	9	7	9
ペットボトル	15	15	14	14	13	14	13	12	12	11
その他プラ	0	0	101	92	92	89	82	80	81	83
その他紙			59	53	48	49	46	45	43	43
小計	984	1,036	1,175	1,212	1,188	1,263	1,190	1,192	1,088	1,090



（５）粗大ごみ・有害ごみ

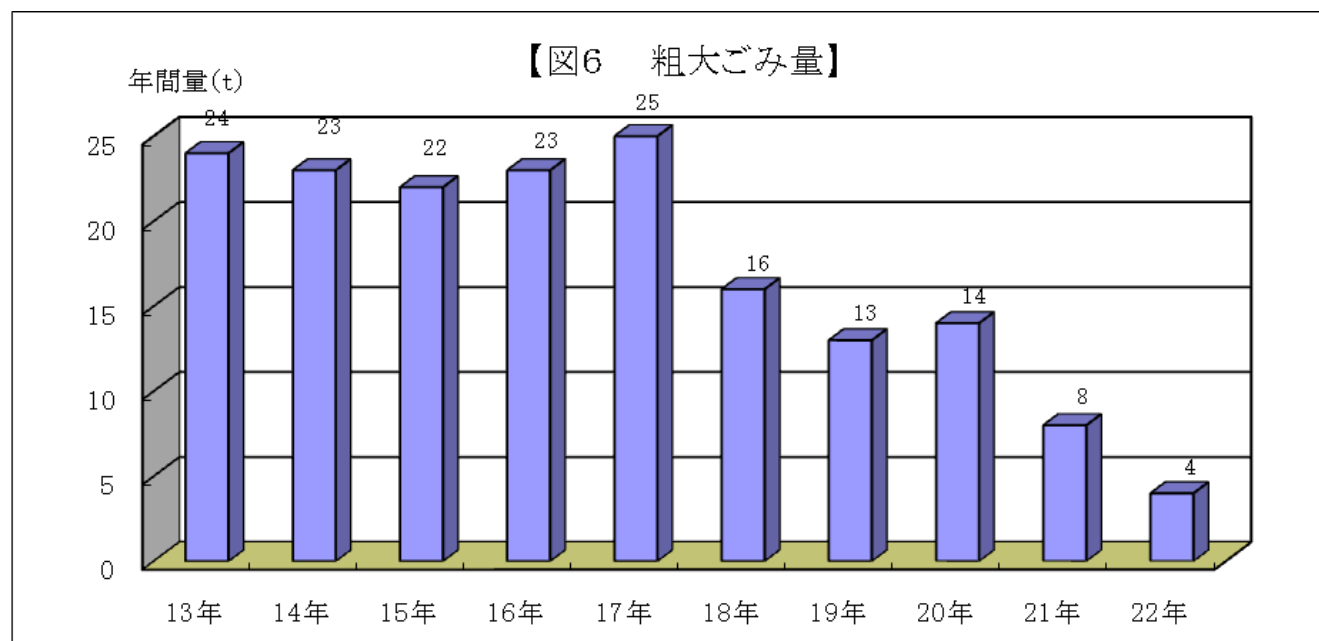
昭和６３年度から、粗大ごみは収集を開始し、平成１３年度以降の統計は【図６】のとおりですが、平成１７年度をピークに減少傾向にあります。また、水銀などの有害物質を含んでいる有害ごみの処理については、乾電池は昭和５７年７月より収集を開始、平成１５年４月から従来不燃ごみとして処理していた蛍光灯の収集を開始し、平成１６年４月からはそれぞれ収集所に専用のコンテナを置き水銀による大気や土壌汚染の防止に努めるとともに、リサイクルに努めています。特に水銀含有廃棄物については、国際法上等の動きを注視し、継続的な処理ができるシステムを引き続き進める必要があります。

家電５品目（テレビ・冷蔵庫（冷凍庫含む）・洗濯機・乾燥機・エアコン）については、平成１３年４月に家電リサイクル法が施行になり、町民は小売店に、そして小売店は製造メーカーに引渡し、新しい製品の原材料として活用するというリサイクルの仕組みとなりました。町では、これら家電５品が適正に引き取り・再資源化されるよう、引き続き「粗大ごみ収集日」に町民が排出できるシステムを継続しています。しかし、家電品の山間部における不法投棄が目立っています。特に地上デジタル放送に伴うアナログテレビの不法投棄は大きな問題でもあります。今後更に、ルール周知徹底を図り、啓発活動を充実させるとともに、地域住民や警察との連携、不法投棄監視員や不法投棄防止パトロールによる監視体制の強化をする必要があります。

平成１５年１０月から「資源有効利用促進法」に基づき、家庭から排出される使用済みパソコンの回収とリサイクルをする「パソコンリサイクル」が開始されました。回収の仕組みが複雑なため、排出の際に町民が戸惑うことのないよう、情報提供する必要があります。

【粗大ごみ量の推移】

	13 年	14 年	15 年	16 年	17 年	18 年	19 年	20 年	21 年	22 年
粗大ごみ	24	23	22	23	25	16	13	14	8	4

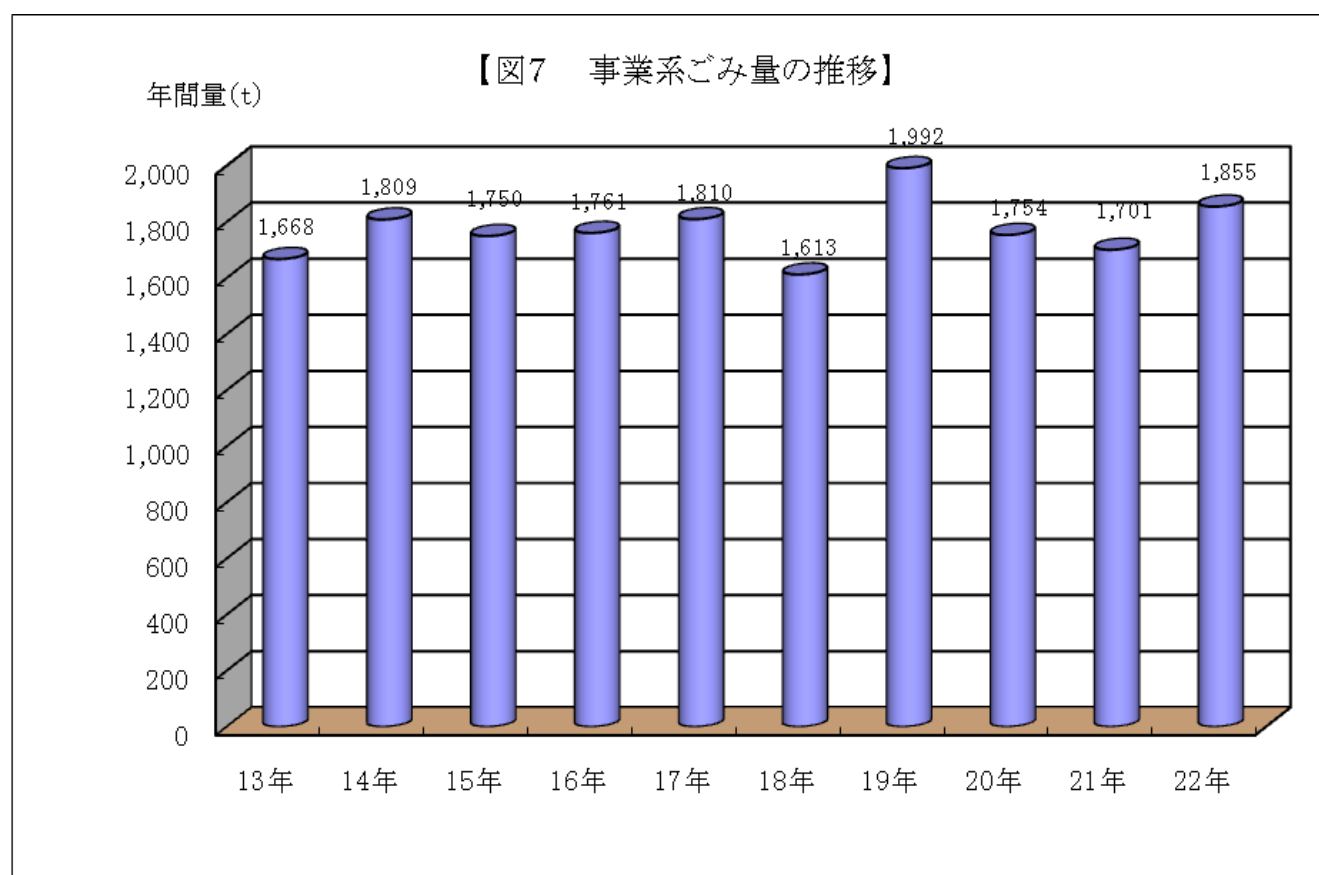


(6) 事業系ごみ（可燃ごみ）

収集所に出されていた事業系のごみは、平成元年から許可業者による収集を開始し、葛尾組合でも受け入れています。平成19年度には、葛尾組合へ直接搬入するごみを事業系と家庭系で分けられるシステムを構築しました。排出量は平成19年度から3年連続で減少しましたが、平成22年度は増加に転じております。事業系ごみは景気の動向に大きな影響を受けますが、今後においては更に、「**事業系ごみの排出責任は事業者であること**」を基本として、排出抑制や分別排出等について一層の啓発を実施していく必要があります。

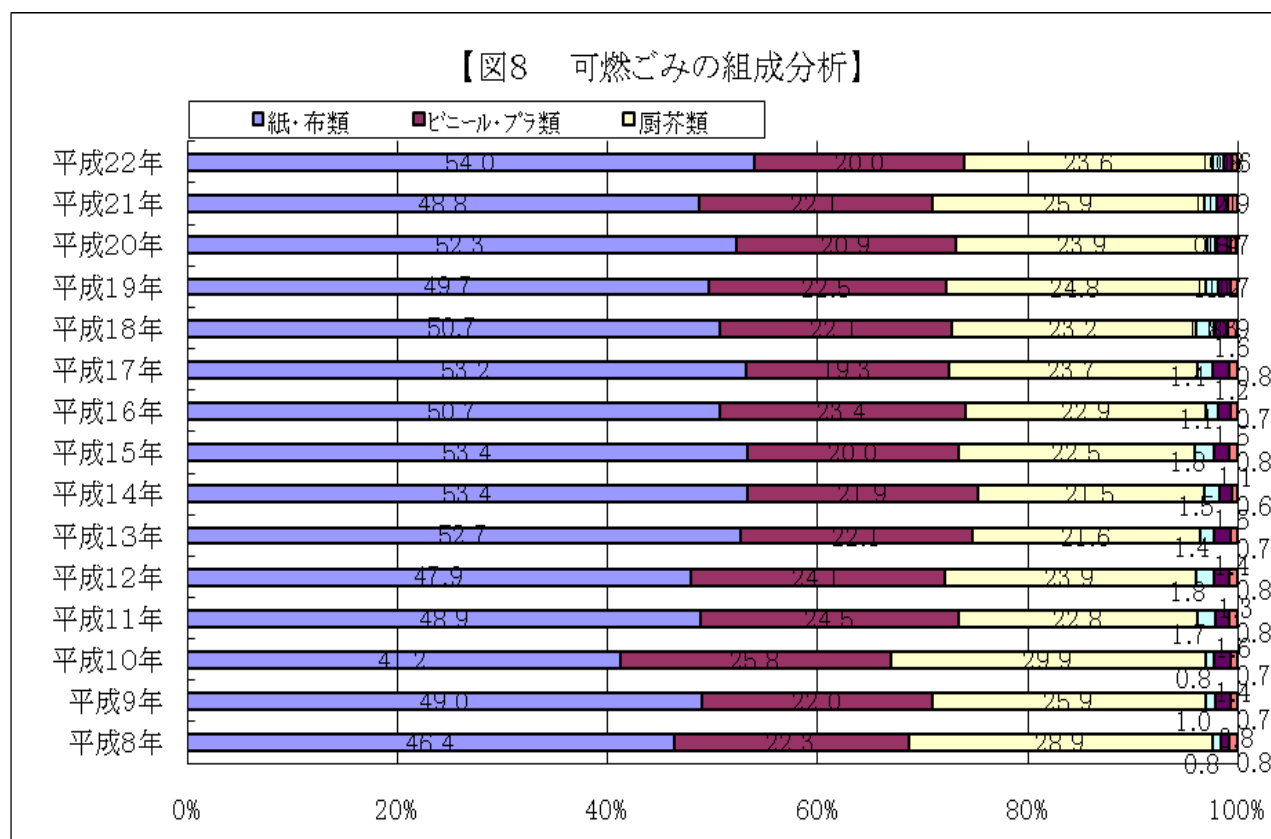
【事業系ごみ量の推移】(可燃)

	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年
事業系ごみ	1,668	1,809	1,750	1,761	1,810	1,613	1,992	1,754	1,701	1,855



5. 可燃ごみの質の現状

葛尾組合焼却場での可燃ごみのごみ質は【図8】で示すとおりですが、重量比で紙・布類が最も多く、次いで厨芥類、ビニール・プラスチック類となっています。また、紙・布類は約半分を占めており、これらの3類の資源化を一層推進する必要があります。発熱量については、平成8年度は 2,132kcal/kgでしたが、平成22年度は 2,208kcal/kgとなっています。一般的に紙・プラスチックが多い場合には発熱量が高くなるといわれ、その傾向を発熱量から裏付ける形となっています。複雑なごみ質の変化に伴う焼却はダイオキシン類を規制基準（1ナノグラム）にすることが急務でしたが、平成13年6月にバグフィルターを設置、焼却方法の改善などによりダイオキシン類対策を完了しています。平成23年1月の灰ガス中のダイオキシン類の検査結果では1号炉においては0.0000009ナノグラム、2号炉においても0.024ナノグラムと、規制基準値1ナノグラムに対して大きく下回り維持管理されています。



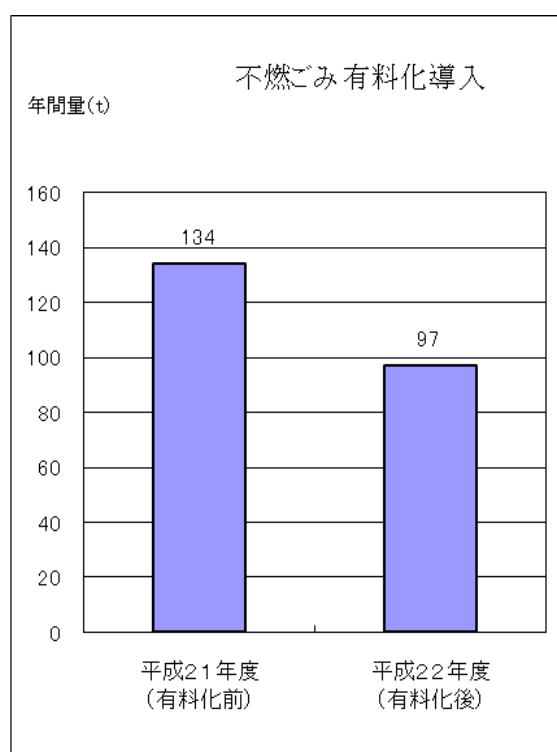
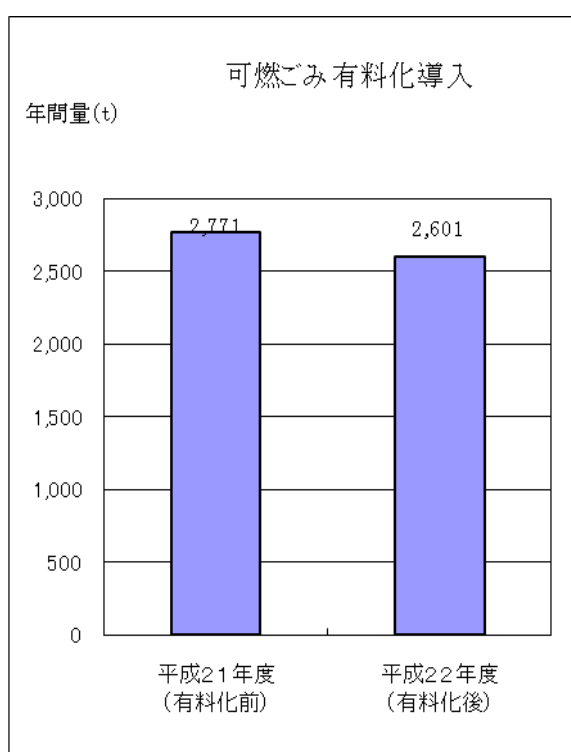
6. ごみ減量化、資源化施策の状況

(1) 減量化の状況

○ごみ指定袋の有料化

ごみの抑制対策として、坂城町では平成6年11月から可燃ごみの指定袋を、そして、平成8年10月からは不燃ごみ指定袋を導入しました。また、平成22年4月からはごみ指定袋の有料化が実施されました。

結果、可燃ごみについては約6%、不燃ごみについては約28%の減少となっています。



(2) 資源化等への助成・支援

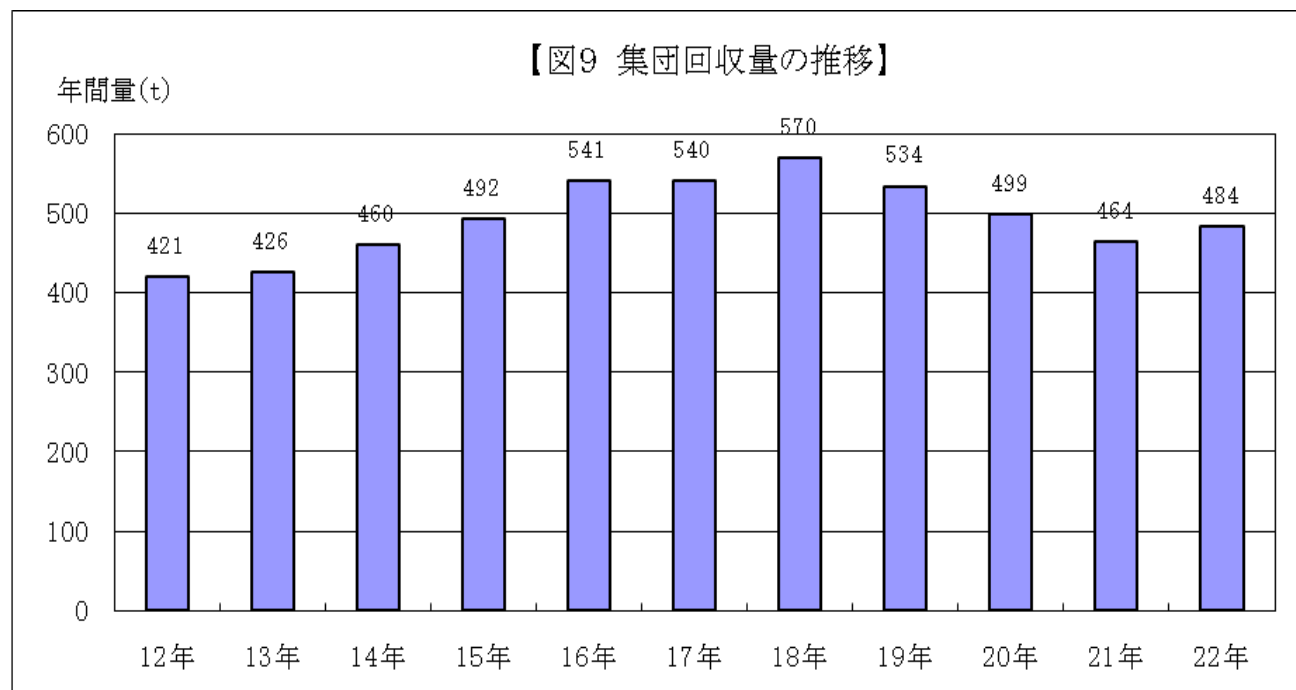
①資源物回収奨励金

PTA 等各種団体が回収した新聞・雑誌・ダンボールなどの資源物の量に応じて奨励金を交付しています。(びんは 50 本単位で 50 円、その他 1 kg 当たり 3 円)

回収量は平成 18 年度をピークに年々減少傾向にありましたが、平成 22 年度のごみ指定袋有料化開始時は増加に転じています。【図 9 集団回収量の推移】を参照)

【集団回収実績】

	12 年	13 年	14 年	15 年	16 年	17 年	18 年	19 年	20 年	21 年	22 年
集団回収量	421	426	460	492	541	540	570	534	499	464	484



②一般廃棄物収集所設置補助金

ごみ収集所は、区役員をはじめとする区民の協力により、衛生的に利用されています。収集所の一層の環境整備や資源回収の促進をするため、区等が収集所の設置及び修繕に要する費用の2分の1以内、最高限度額10万円の補助を行なっていましたが、平成22年度からは、費用の3分の2以内、最高限度額15万円の補助としました。

③生ごみ処理機及び堆肥化容器等購入補助金

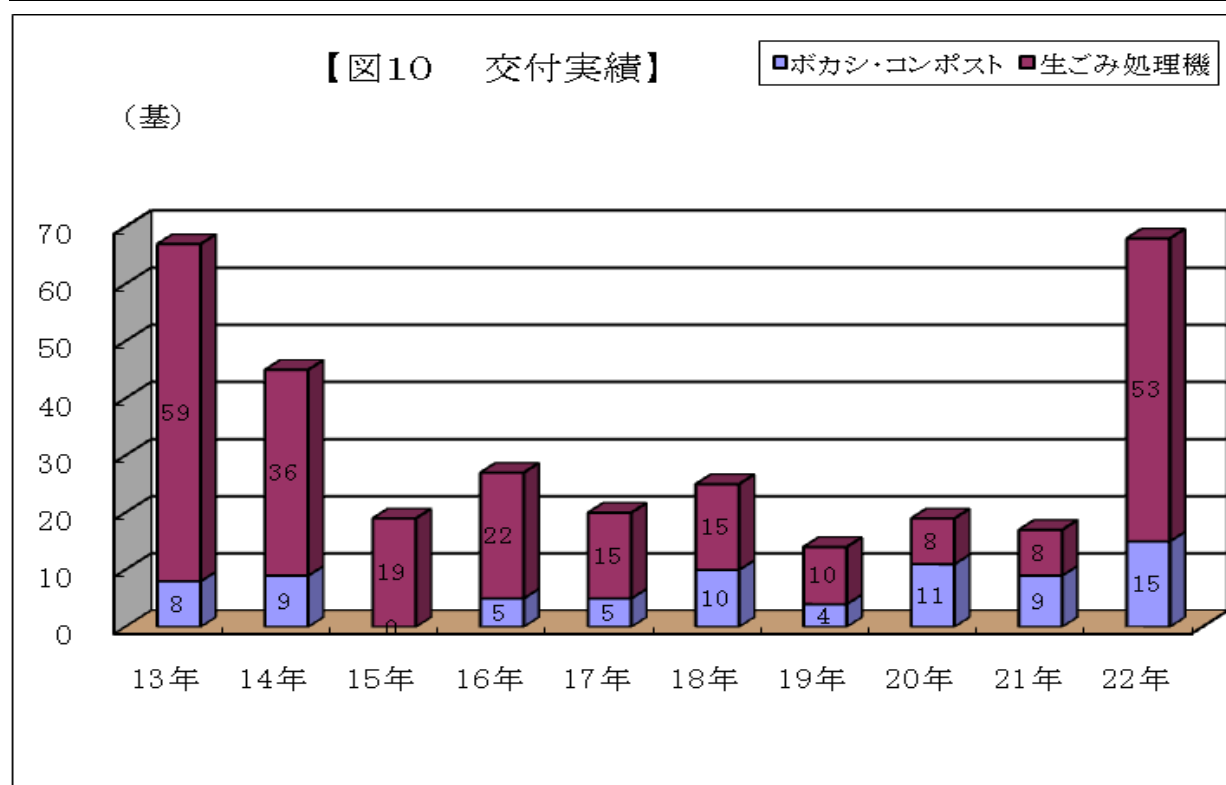
一般家庭から排出される生ごみを排出者自らが堆肥化することによって、ごみの減量化と資源化を図るため、一般家庭で生ごみ処理機等を購入する費用に対して補助を行っています。補助基準については、購入費の50%以内で2万円を限度額としていましたが、平成22年度からはごみ処理有料化とともに補助限度額を4万円に増額しました。

結果、交付実績については年々減少していましたが、平成22年度については前年度対比400%と大幅な増加となっています。

なお交付の実績は【図10 交付実績】のとおりです。

【生ごみ処理機等購入補助金交付実績】

	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年
ボカシ・コンポスト	8	9	0	5	5	10	4	11	9	15
生ごみ処理機	59	36	19	22	15	15	10	8	8	53
計	67	45	19	27	20	25	14	19	17	68



(3) 適正処理の状況

①家庭用焼却炉の回収費用の一部補助

平成14年12月から野焼きの禁止に伴い、家庭用焼却炉にも800℃以上で燃焼させるなどの構造基準が適用され、家庭での簡易焼却は事実上できなくなりました。これに伴い平成15年度から平成16年度に使用できなくなった家庭用焼却炉の回収費用の3分の1、限度額1,500円を補助しました。

今後も野焼きや家庭焼却炉を用いた焼却禁止に関する啓発を推進する必要があります。

②不法投棄対策

不法投棄防止のため、不法投棄禁止を呼びかける看板の設置や職員によるパトロールを実施してきましたが、減少がみられないことから平成12年度から定期的な不法投棄防止パトロールや投棄物の回収及び啓発看板の設置を実施しています。

さらに、地上デジタルテレビ放送開始に伴うアナログ放送終了に伴い、テレビの不法投棄増加が懸念されていることから不法投棄防止「0」^{ゼロ}作戦として不法投棄防止パトロールを週3回に増やすなど不法投棄防止に努めています。

また毎年4月には千曲川クリーンキャンペーン、5月にはゴミゼロ運動を実施し、多くの町民・各種団体・企業等のボランティアによる参加によって不法投棄ごみの回収を実施しています。自治区による環境浄化事業、企業等の自主的な清掃活動も行われており、環境保全への意識が高まっています。

7. ごみ、資源物処理費の推移

平成22年度のごみ、資源物の処理に要した経費は169,050千円で前年と比較すると約4%の減少となりました。また、町民1人当たりでは、前年に比べ約350円減少し、10,715円となっています。【表3 ごみ処理経費の推移】

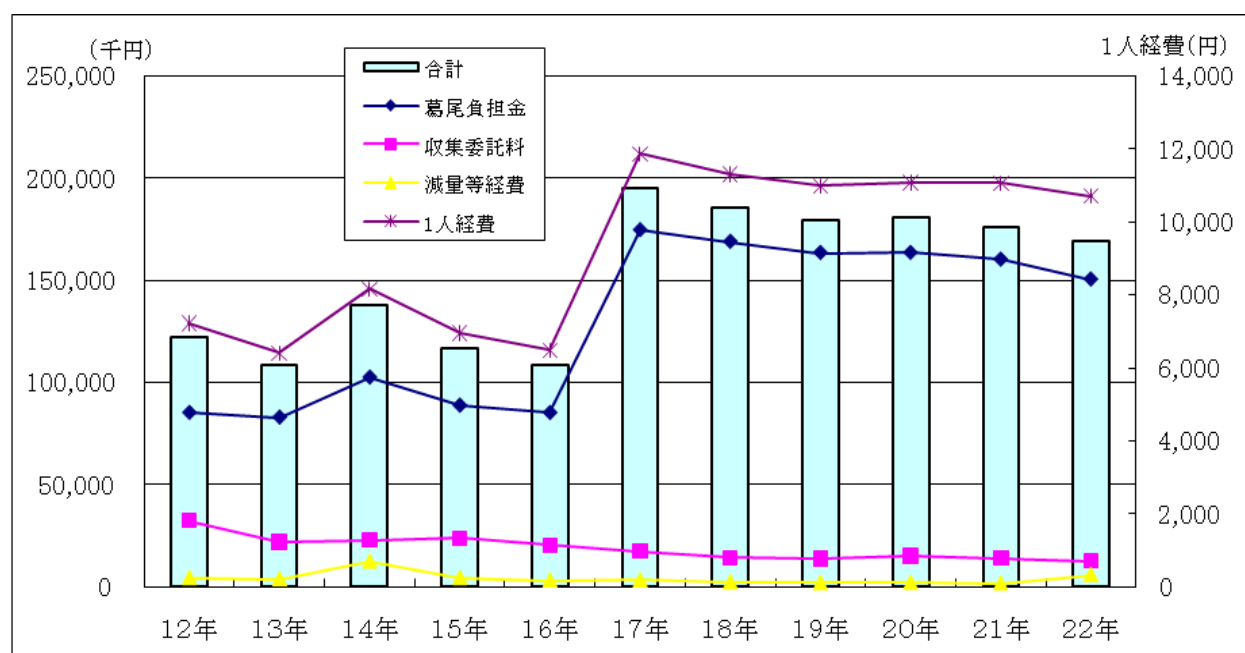
今後は長野広域連合によるごみ焼却処理施設の整備に伴い、建設に係る多額の費用が必要となります。ごみ処理の適正処理を果たすうえでは必要な経費ですので、効率的な収集や施設運営に努めるとともに、町民・事業者処理費用の適正な負担を求めていく必要があります。

【表3 ごみ、資源物処理経費の推移】

(単位：千円)

	葛尾負担金	収集委託料	減量等経費	合計	1人経費	1kg経費(円)
12年	85,139	32,533	4,466	122,138	7,225	26
13年	82,839	21,901	3,911	108,651	6,412	21
14年	102,418	22,995	12,512	137,925	8,164	27
15年	88,668	23,869	4,516	117,053	6,954	24
16年	85,101	20,472	3,206	108,779	6,485	21
17年	174,561	17,405	3,321	195,287	11,862	38
18年	168,858	14,314	2,378	185,550	11,311	39
19年	163,406	13,970	2,060	179,436	10,987	43
20年	163,439	15,302	2,135	180,876	11,076	44
21年	160,130	14,031	1,786	175,947	11,064	44
22年	150,431	12,649	5,970	169,050	10,715	45

※ 減量化等経費は、資源物回収奨励金・分別収集交付金・生ごみ減量化容器等設置補助金・収集所設置補助金等が含まれます。



第3章 循環型社会形成のための基本理念と基本方針

第1節 基本理念

坂城町第5次長期総合計画では、清潔で潤いのある生活環境を確保するため、住民、事業者、行政が一体となつてごみの減量化・再利用化・資源化を推進し、新処理施設の建設までは適正な処理施設の運営や処理体制の整備に努めるとともに、効率的な収集・処理が重要としています。

そこで一般廃棄物処理基本計画の基本理念を、長期総合計画のとおり以下のように定めます。

清潔で潤いのある生活環境の形成

第2節 基本方針

住民・事業者・行政が一体となつてごみのリデュース（排出抑制）、リユース（再利用）、リサイクル（再生利用）の3Rを推進し、処理施設や処理体制の整備に努めるとともに、循環型社会に向けた意識の高揚を図ります。

また、清潔で快適な生活環境を確保するために、効率的な収集・処理を図ります。

施策の基本方針

1. 循環型社会に向けた意識の高揚

ごみ処理は、住民一人ひとりが3Rを実施することが何よりも重要なことから、こうした視点に基づいて、ごみに対する啓発活動を推進します。

2. ごみ処理

（1）ごみの減量化・再利用化・資源化

家庭や事業所と行政が一体となつて、ごみの減量化と分別徹底によるごみの再利用化、資源化を促進します。

（2）ごみの排出方法の徹底

ごみの収集所の整備と、ごみ処理費用の一部負担を含めた排出方法などのルール徹底のための啓発を推進します。

（3）生ごみの資源化の促進

家庭系可燃ごみに多く含まれる生ごみの自家処理、農業との連携など、資源化対策を推進します。

第4章 将来予測

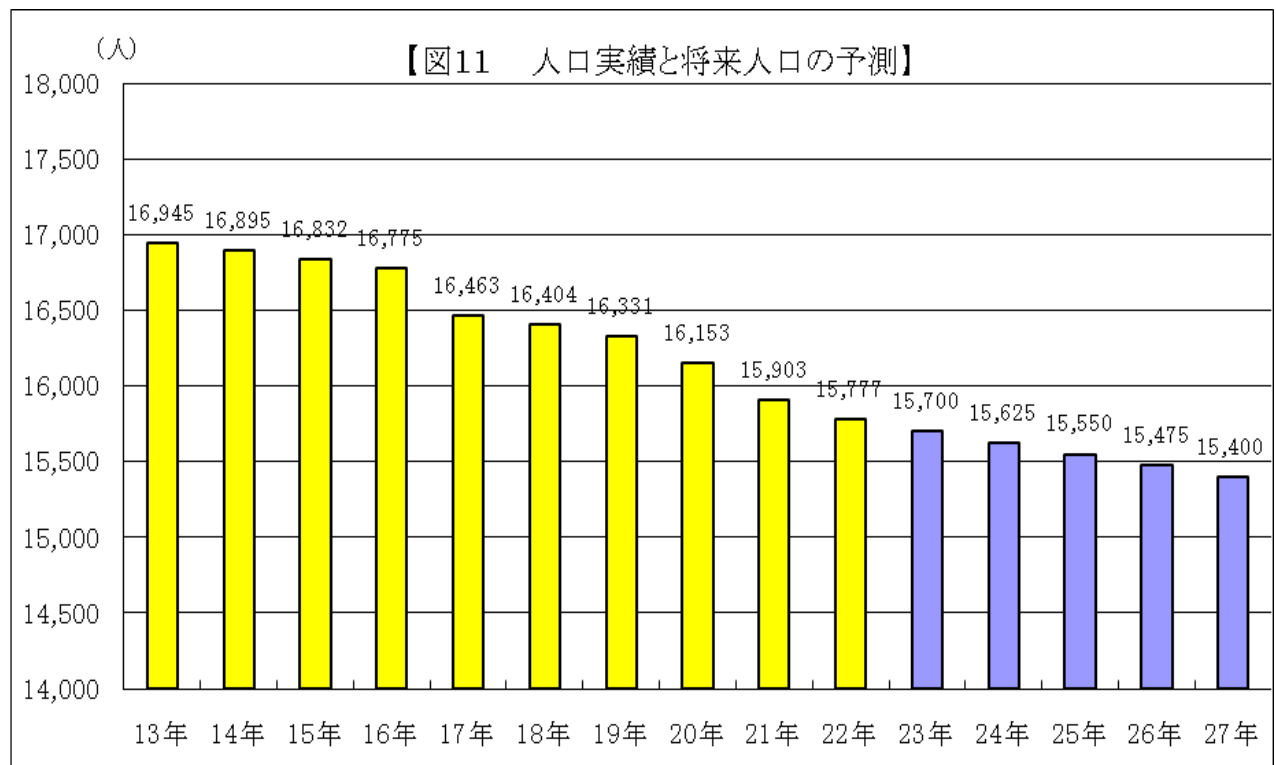
第1節 人口の予測

将来のごみ・資源物の排出量や処理量を予測するためには、計画期間における人口を予測する必要があります。本町の人口は減少傾向にあり、平成13年は16,945人でしたが、平成22年は15,777人と約6.9%（1,168人）減少しました。

坂城町の将来人口は、坂城町第5次長期総合計画の設定と同様とし、【図11 人口実績と将来人口の予測】のように推計し、計画の目標年度である平成27年の人口を15,400人とします。

【人口実績と将来人口の予測】

13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年
16,945	16,895	16,832	16,775	16,463	16,404	16,331	16,153	15,903	15,777	15,700	15,625	15,550	15,475	15,400



※人口は各年10月1日現在です。

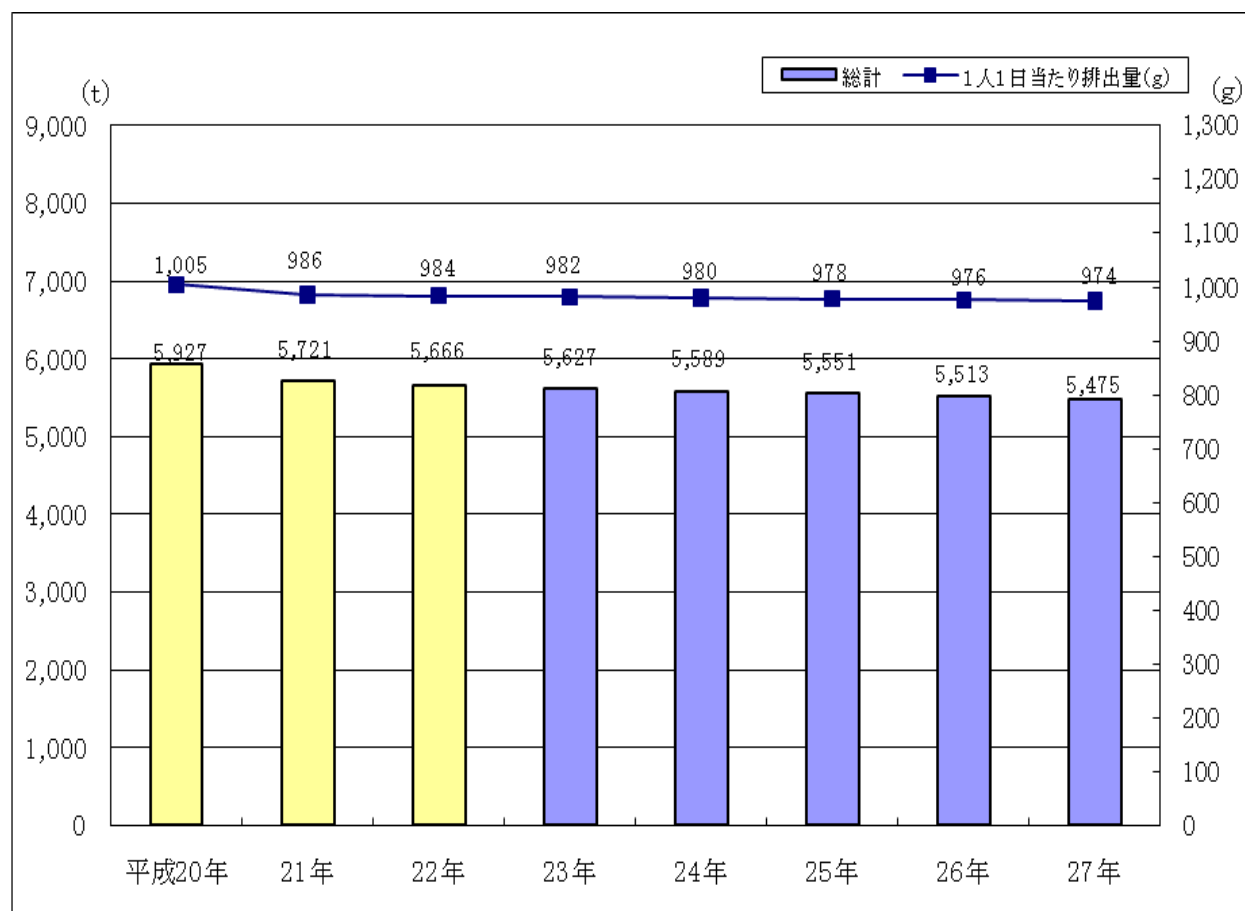
第2節 ごみ、資源物の排出量の予測

平成20年から平成22年度の実績データをもとに、現在の減量化や資源化施策を実施していった場合の将来のごみ・資源物の排出量を予測しました。それによると【図12 将来ごみ、資源物の排出量の予測】のとおり平成27年度は、平成20年度対して約7.6%の減少となり5,475トンと見込まれ、また、1人1日当たりの排出量は平成20年度に比較して約3%（31g）の減少と予想されます。

ごみ収集の項目別排出予測【図13】を平成27年度と平成20年度を比較すると、事業系ごみが約4%、直接搬入ごみが約14%、可燃ごみが約9%、集団回収が8%の減少となることが予測されます。

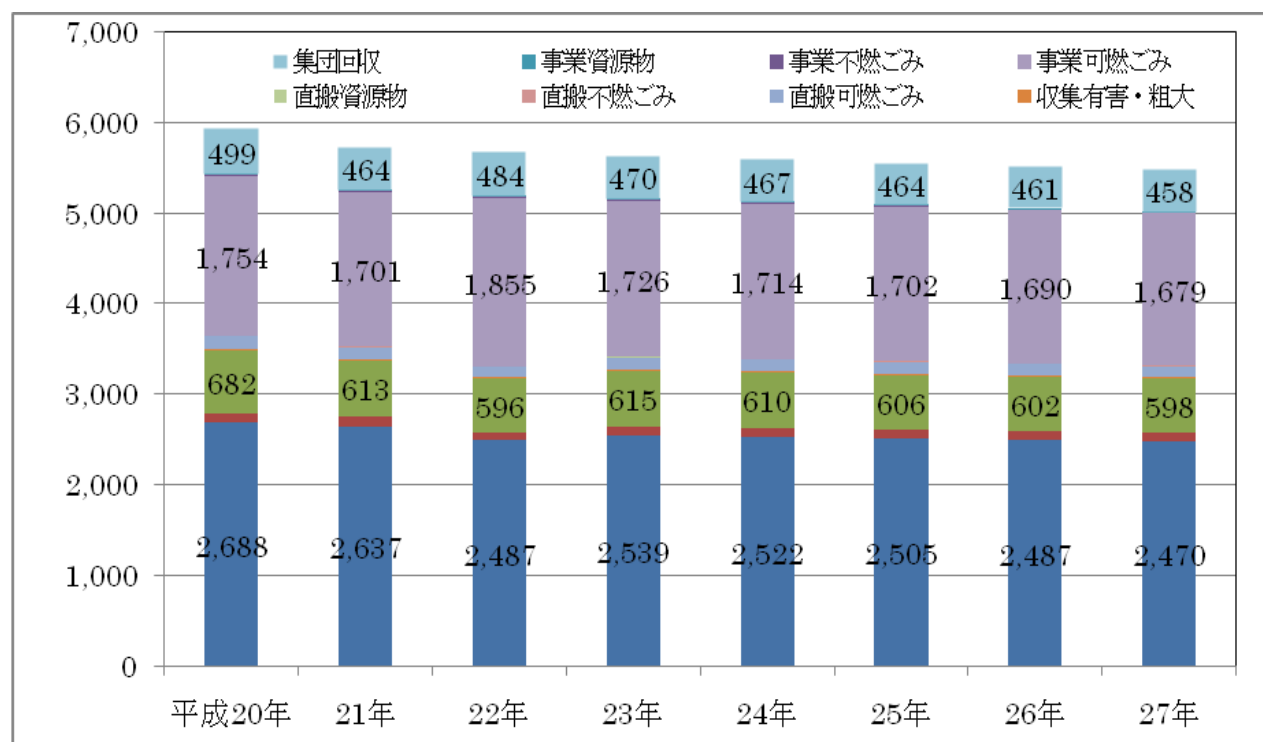
	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年
総 計	5,927	5,721	5,666	5,627	5,589	5,551	5,513	5,475
1人1日当たり排出量(g)	1,005	986	984	982	980	978	976	974

【図12 将来ごみ、資源物の排出量の予測】（現状施策継続時）



		平成20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年
収 集	可燃ごみ	2,688	2,637	2,487	2,539	2,522	2,505	2,487	2,470
	不燃ごみ	105	122	94	104	104	103	102	102
	資源物	682	613	596	615	610	606	602	598
	有害・粗大	21	14	11	15	15	15	15	15
直 搬	可燃ごみ	145	134	114	128	127	126	125	124
	不燃ごみ	8	12	3	7	7	7	7	7
	資源物	1	1	1	1	1	1	1	1
事 業	可燃ごみ	1,754	1,701	1,855	1,726	1,714	1,702	1,690	1,679
	不燃ごみ	14	13	12	13	13	13	12	12
	資源物	10	10	9	9	9	9	9	9
集団回収		499	464	484	470	467	464	461	458
合計		5,927	5,721	5,666	5,627	5,589	5,551	5,513	5,475

【図13 ごみ、資源物の収集項目別排出量の予測】（現状施策継続時）



【表4 ごみ、資源物別排出量の予測明細】

項 目		平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
人 口 (人)		16,153	15,903	15,777	15,700	15,625	15,550	15,475	15,400
町 収 集	年間収集量 (t/年)	3,495	3,386	3,188	3,273	3,251	3,229	3,206	3,185
	可燃ごみ (t/年)	2,688	2,636	2,487	2,539	2,522	2,505	2,487	2,470
	不燃ごみ (t/年)	105	121	94	104	104	103	102	102
	資源物 (t/年)	681	614	596	615	610	606	602	598
	びん類 (t/年)	103	106	103	102	104	103	102	102
	ペットボトル (t/年)	12	12	11	11	11	11	11	11
	その他プラ (t/年)	80	81	83	79	81	81	79	79
	その他紙 (t/年)	45	43	43	43	43	43	42	42
	缶類 (t/年)	31	34	29	31	31	30	30	30
	紙類 (t/年)	409	337	325	348	339	337	337	333
	布類 (t/年)	1	1	2	1	1	1	1	1
	その他 (t/年)	7	7	7	7	7	7	7	7
	粗大ごみ (t/年)	14	8	4	8	8	8	8	8
直 接 搬 入	年間量 (t/年)	154	147	118	136	135	134	133	132
	可燃ごみ (t/年)	145	134	114	128	127	126	125	124
	不燃ごみ (t/年)	8	12	3	7	7	7	7	7
	資源物 (t/年)	1	1	1	1	1	1	1	1
事 業 系	年間量 (t/年)	1,778	1,724	1,876	1,748	1,736	1,724	1,712	1,700
	可燃ごみ (t/年)	1,754	1,701	1,855	1,726	1,714	1,702	1,691	1,679
	不燃ごみ (t/年)	14	13	12	13	13	13	12	12
	資源物 (t/年)	10	10	9	9	9	9	9	9
集 団 回 収	年間量 (t/年)	500	464	484	470	467	464	461	458
	缶類 (t/年)	7	6	8	7	8	7	7	7
	紙類 (t/年)	463	436	459	441	440	438	434	432
	布類 (t/年)	8	6	7	7	7	7	7	7
	びん (t/年)	22	16	10	15	12	12	13	12
総 計 (t/年)		5,927	5,721	5,666	5,627	5,589	5,551	5,513	5,475
1人1日当たり排出量(g/人/日)		1,003	986	984	982	977	978	976	974

第5章 減量化目標と具体的方策

第1節 減量化目標値の設定

長野県は、平成21年度においては全国都道府県で4番目に1人当たりのごみの排出量が少ない県です。一方、坂城町は、県内では多いほうから14位、長野広域管内では2位と、他市町村に比べ1人当たりのごみの排出量が多い状況です。

今後のごみ等の排出量の予測ですが、平成22年度の実績は5,666トンで、現在の施策を継続した場合、平成27年度は5,475トン【表4 ごみ、資源物別排出量の予測明細】となり年々減少傾向になることは予測されます。

前計画の減量化については、循環型社会形成推進基本計画（平成20年3月に改定）に基づき、長野広域連合で定めた「ごみ処理広域化基本計画」による減量目標に準じた目標値となっていました。平成23年2月に示された長野広域連合による「新ごみ処理広域化基本計画」においては、ごみ減量化目標値は各市町村の一般廃棄物処理基本計画でそれぞれ示すこととされ、長野広域連合全体における減量目標については示さないこととされました。そこで、更なるごみの減量化・資源化の必要性から、当町において独自に減量目標を定め、ごみ処理基本計画を策定し推進していきます。

本計画で定める各種施策の進捗状況を評価し、着実に実行していくために、目標年次である平成27年度における具体的な数値目標を設定します。

平成22年度は、家庭系ごみ処理手数料有料化制度の導入により大きな節目の年度であったことから、目標値の設定に当たり、制度変更前の平成21年度を基準年度とします。

また、減量化目標については、国（第2次循環型社会形成推進基本計画等）・県が計画で定めている指標及び目標値、長野広域連合の関係市町村が定める目標値を参考としながら、将来ごみ量の推移や各種施策等を踏まえ、より高い当町独自の目標値を設定します。

ごみの減量化目標

平成21年度実績に対する平成27年度のごみ減量目標

家庭系可燃ごみ	10%削減
事業系可燃ごみ	10%削減

平成 21 年度の排出量を基に平成 27 年度の目標値

	平成 21 年度	平成 27 年度	削 減 量
家庭系可燃ごみ (t)	2,770	2,493	△277
事業系可燃ごみ (t)	1,701	1,531	△170

第 2 節 減量化のための具体的な方策

減量化の具体的な方策として次の取組みを行います。

1. 町の取組み

- ・住民や事業者に対し、ごみ減量化の意識向上を図るための情報提供を行う。
- ・ごみや資源物について、「ごみの出し方」等のパンフレットを配布し、適正排出の徹底を図る。
- ・学校教育や生涯学習活動の場において、減量・リサイクル等の環境教育を行う。
- ・住民団体等による集団回収や住民・事業者による生ごみの減量に対して助成や支援を行う。
- ・住民による生ごみ処理機等の購入に対しての補助制度を充実させる。
- ・分別収集促進を図るため、広報誌等による PR 活動を行う。
- ・グリーン商品情報の提供を行う。
- ・マイバッグ運動の展開を推進する。
- ・消費生活展での減量・リサイクル等について啓発活動を行う。
- ・事業活動から排出されるごみの処理やリサイクルの責任は排出者の責任として事業者にあることを浸透させるよう啓発、指導を行う。
- ・事業所にごみの減量化・資源化についての啓発パンフレットを配布し、ごみの減量化・資源化の徹底を促進する。
- ・ごみの多量排出業者に対しては、減量のための指導等を行う。
- ・事業者に対し、製造・加工等における廃棄物減量化の要請を行う。
- ・販売業者等に対する包装の簡素化等の要請を行う。
- ・クリーンキャンペーン等美化運動を継続して実施する。
- ・町放置自動車等処理要綱に基づく処理を実施する。
- ・ごみの減量化・資源化施策を行う事業者への支援の検討を行う。

2. 住民の取組み

- ・グリーン商品やエコ商品を購入する。
- ・生ごみ堆肥化機器等を利用し、生ごみの発生抑制に努める。
- ・農村部においては、生ごみを農地へ還元する。
- ・使用可能な不用品はフリーマーケットやバザー等を利用し、再利用を図り、ライフサイクル全体を考えた環境配慮型の消費活動を心掛ける。
- ・ごみや資源物の適正排出に努める。
- ・環境問題やごみ問題は自分自身の問題であることを認識し、町や事業者とともに責任と役割を自覚し、日常生活のあらゆる場面において「ごみの排出抑制（リデュース）・再使用（リユース）・再資源化（リサイクル）」の3Rを意識し行動する。
- ・マイバッグ運動や美化運動などの町が行なう施策及び資源回収などの地域の活動に協力し、積極的に参加する。

3. 事業者の取組み

- ・循環型社会形成に向けて廃棄物・リサイクル対策については、関係法令等に基づき実効ある取組みをする。
- ・製造・流通事業者の協力により回収体制を整備し、発生源における排出抑制を進める。
- ・リターナブル容器の使用や包装の簡素化を実施するとともに、簡易包装や量り売りを積極的に行い、使い捨てや包装ごみを抑制する。
- ・事業活動に使用する原材料には、できるだけ再生資源を利用し、資源の循環に努める。
- ・製品・商品の梱包材については、使用量を極力促成するよう梱包方法の工夫をするとともに、製造販売事業者の責任において回収・再利用する体制を整える。
- ・再利用や修理等がしやすく、長期間使用できる製品を製造するとともに、使い捨て容器から詰め替え容器への転換を図る。
- ・事業所から発生する廃棄物は、自らの責任において適正処分に努めるとともに、減量化・資源化を推進する。
- ・機密文書の再資源化への誘導を推進する。
- ・ごみ問題は、事業者にも関わる問題であることを認識し、町が行う施策に協力し、また、美化運動などの地域の活動に協力し、積極的に参加する。

第2部 生活排水処理基本計画

当町は、中央を北に流れる千曲川を底辺に、東西に扇状地を形成しています。東に大峰山、南に虚空蔵山、西に九竜山、北に鏡台山と、標高 1,000m クラスの緑豊かな山々が町を囲んでいます。

千曲川は豊かな水量と四季変化に富んだ表情を見せ、あらゆる生命の源であり、大地に豊かな実りをもたらし、人々の心や生活に憩いと潤いを与えてくれるオアシスです。

これら河川等の水質が生活排水により汚濁することを防止するため、早急に公共下水道整備を進め、併せて合併処理浄化槽の設置を促進していきます。

第1章 計画の基本的事項

第1節 基本方針

1. 生活排水に係る理念、目標

水環境改善に対する普及啓発活動、また公共下水道、合併処理浄化槽により河川の水質は徐々に浄化されつつあり、水質汚濁の主要因の家庭からの生活排水の適切な処理である水洗化を進めていきます。

生活排水処理の目標としては、生活環境の向上及び水質改善にとどまらず地域の人々に親しまれる河川の復活を目指すものとし、具体的には、

- ① 河川水質の向上
- ② 魚や小動物が住むきれいな河川
- ③ 子供たちが水遊びできる水辺環境

とします。

2. 生活排水処理施設整備の基本方針

生活排水は各家庭から必然的に排出されるものであり、住民一人ひとりの水環境の改善に対する意識向上が必要となります。

水洗化の整備を進めるうえで住民と行政の役割を明確にし、水の公共利用、健全な水循環に関する普及啓発を図りながら、町内全戸を対象として次を基本に生活排水処理施設の整備を進めます。

- ① 公共下水道計画区域内は、公共下水道事業の整備を進めます。
- ② 公共下水道計画区域外は、合併処理浄化槽の普及を進めます。

第2節 目標年度

計画の目標年度	平成27（2015）年度
---------	--------------

計画期間は、平成23年度から平成27年度までの5年間とし、計画の目標年度は平成27年度とします。

なお、計画の期間内であっても、法改正や社会経済情勢の変化等により、必要が生じた場合には適宜、計画の見直しを実施します。

第2章 生活排水の現状

第1節 生活排水の排出状況

生活排水処理施設の整備については、平成5年度から公共下水道の整備に着手し、平成12年度には一部供用を開始しています。

整備面積は平成22年度末現在412haとなり、計画に対し67.3%の整備率となっています。また、浄化槽の整備については、公共下水道事業計画と整合を図りつつ設置普及を図っています。

1. 生活排水処理施設整備状況（平成23年4月1日）

	公共下水道事業
基本計画面積	612.0ha
整備面積	412.0ha
整備率	67.3%
処理区域内人口	10,266人

	設置数	処理人口
合併処理浄化槽	807基	2,926人
単独処理浄化槽	73基	400人

2. 処理形態別人口の推移

排水処理施設整備による排水処理人口の推移は次のとおりです。

公共下水道事業整備地域では、早期に水洗化ができるよう町民への啓発を併せて行います。

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
1 計画処理区域内人口	16,404	16,331	16,153	15,903	15,777
2 水洗化・生活排水処理人口	7,997	8,437	8,781	9,262	9,574
(1)公共下水道	5,171	5,593	5,927	6,371	6,646
(2)合併処理浄化槽	2,824	2,842	2,852	2,889	2,926
3 水洗化・生活雑排水未処理人口（単独処理浄化槽）	510	471	451	415	400
4 非水洗化人口	7,900	7,425	6,923	6,228	5,805
5 計画処理区域外人口	0	0	0	0	0

第 2 節 生活排水の処理主体

本町における生活排水の処理主体は、次のとおりです。

処 理 施 設 の 種 類	対象となる生活排水の種類	処 理 主 体
(1)公共下水道	し尿及び生活雑排水	県・千曲川流域下水道
(2)合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人
(3)単独処理浄化槽	し尿	個人
(4)生活排水簡易浄化槽（沈殿槽）	生活雑排水	個人等
(5)し尿処理施設	し尿及び浄化槽汚泥	千曲衛生施設組合
(6)雑排水処理施設	生活雑排水簡易浄化槽汚泥	許可業者

第 3 章 生活排水処理基本計画

第 1 節 処理基本計画の内容

1. 生活排水の処理計画

(1) 処理目標

基本計画に掲げた理念、目標を達成するため、すべての生活排水を水洗化することを目標とします。

平成 22 年度末において、生活排水は約 61% が処理されていますが、下水道整備計画が平成 42 年度を整備目標としていることから、平成 27 年度には概ね 73% の生活排水処理を目標として整備を進めます。

① 生活排水の処理目標

	平成 22 年度	平成 27 年度
水洗化率	60.7%	72.7%

② 人口の内訳

	平成 22 年度	平成 27 年度
行政区域内人口	15,777 人	15,400 人
計画処理区域内人口	15,777 人	15,400 人
公共下水道処理区域内人口	6,646 人	8,482 人
合併処理浄化槽処理人口	2,926 人	2,709 人

③ 生活排水の処理形態別内訳

	平成 22 年度	平成 27 年度
1 計画処理区域内人口	15,777 人	15,400 人
2 水洗化・生活排水処理人口	9,572 人	11,191 人
(1)公共下水道	6,646 人	8,482 人
(2)合併処理浄化槽	2,926 人	2,709 人
3 水洗化・生活雑排水未処理人口（単独処理浄化槽）	400 人	294 人
4 非水洗化人口	5,805 人	3,915 人
5 計画処理区域外人口	0 人	0 人

2. し尿・汚泥処理計画

（１）現況

し尿処理の収集・運搬は許可業者が実施しており、浄化槽汚泥の収集・運搬についても許可業者が浄化槽清掃と併せて実施しています。

また、本町のし尿処理及び浄化槽汚泥は千曲衛生施設組合（長野市、千曲市、坂城町の一部事務組合）で処理していますが、下水道の普及によりし尿・汚泥処理量の減少が見込まれることから、千曲衛生センターの下水道投入による処理方法の検討も平行して行います。

し尿・汚泥の最終処分については、し尿処理施設で脱水・焼却をしており、一部は肥料として活用しています。

(2) し尿・汚泥の排出状況（平成22年度実績）

	し 尿 (kℓ)	浄化槽汚泥 (kℓ)	計 (kℓ)
坂 城 町	7,288.4	745.3	8,033.7
千 曲 市	14,318.8	5,834.9	20,153.7
長 野 市	27,080.5	6,206.6	33,287.1
計	48,687.7	12,786.8	61,474.5

(3) し尿・汚泥の処理計画

し尿、汚泥、運搬、最終処分については、現在の形態で実施するものとしませんが、公共下水道等の整備に伴い、し尿処理量が減少しています。

平成24年度には、処理施設を2系列から1系列へ移行させるとともに、平成28年度には、し尿処理施設を廃止し下水道施設への投入を実施するよう進めます。